

令和2年度 第2回 山梨県森林環境保全基金運営協議会

- 1 日時：令和2年12月22日（火）午後2時00分～4時00分
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）
 - （委員）小川正和、五味愛美、河野 東、草野香寿恵、白石則彦、新田治江、丸茂正樹、若林祐斗（五十音順）
 - （事務局）金子林務長、保坂森林環境部次長、山田森林環境部技監、増田森林環境部技監（森林整備課長事務取扱）、村松税務課長、後藤森林環境総務課長、石原みどり自然課長、金丸林業振興課長、長池森林総合研究所主幹研究員、森林環境総務課企画担当（4名）
- 4 傍聴者の数：一
- 5 会議次第
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事
 - （1）森林環境保全基金事業の概要について（資料1）
 - （2）令和元年度森林環境保全基金事業実績について（資料2）
 - （3）森林環境保全基金の管理状況について（資料3）
 - （4）森林環境保全基金事業第3期計画に向けた検討について（資料4）
 - 4 閉会
- 6 議事の概要

（1）森林環境保全基金事業の概要について

○座長

それでは議事に入りたいと思います。

議事の（1）森林環境保全基金事業の概要について、事務局から御説明をお願い致します。

○森林環境総務課長 資料1説明

○座長

ただいま資料1について御説明がありました。委員の皆様から、この内容につきまして質問等ご

ございましたらお願い致します。

○委員

国が先行配分したお金は、これには入っていないと座長さんの御挨拶でありましたけれど、この資料の国庫補助金というのはそれとは別ということですね。これは何か違う事業で補助金が来ているということと解釈しましたけどよろしいですか。

○座長

確かに初めての委員の方にはわかりにくいと思いますので、事務局から御説明をお願いします。

○森林整備課長

本事業で森林整備を行うに当たり、財源としては国の補助金をできるだけ有効活用するというところで、国の補助金を導入した上で、通常であれば森林所有者さんが負担する部分をこの基金から財源をあてて、所有者の方の負担がゼロという形で実施しています。資料1の金額のところにある国費等というのは今言った国の森林整備の補助金にあたる部分です。

○座長

森林整備のために間伐等を行うと、民有林の場合には国が大体5割くらいの補助金が出ます。

いわゆる県の独自財源の森林整備は、森林所有者の負担なしに森林整備をする代わりに、20年転用等できないというような、そういう誓約とセットになって進めています。ですから国の財源に県の財源を乗せて、所有者負担なしで、森林整備を進めていくという事業です。そもそも補助金で森林整備をするということ自体がなかなか一般の県民からは見にくいところがあるため、わからないことがあれば率直に質問していただければと思います。他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

○委員

県の森林環境税事業を継続して10年近く実施しているということですが、国から今度は1,000円徴収されたお金が来て、県では別に500円徴収して、両方で繋げていくという解釈してよろしいですか。国から来たら県はやらないってことはないのですか。

○森林環境総務課長

今も市町村に森林環境譲与税というものが国の方から譲与されています。それと県の独自の財源である森林環境税。この両方を使って事業を展開しているということです。今後この使い方を委員の皆様方に検討していただくことになると思いますが、県としての考え方としては、この両税を使って荒廃森林の解消に努めていきたいという考えです。

○委員

この500円は、徴収していくと解釈してよろしいですか。

○森林環境総務課長

はい。現時点では継続する考えであります。

○座長

これも、蓋を開けてみるまで色々不透明だったんですが、国から市町村に行く森林環境譲与税は、森林整備の場合、森林所有者が市町村に管理を委託するというプロセスが入ります。委託されないで、森林整備を公的資金でやろうというのはこの県の財源の方です。ですからどちらも森林整備に対する助成ですが、そもそもその森林が森林環境譲与税の対象になるものと、県の森林環境税の対象になるものが重複しないような制度設計になっています。ただし、木材利用の促進や森林環境教育、人材育成といった用途については、それぞれの趣旨に合えば使ってよいということになっていますが、金額としては全体の中では小さいと思います。

(2) 令和元年度事業の実績について

○座長

それでは、議事の(2) 令和元年度事業の実績について、事務局から御説明をお願い致します。

○森林環境総務課長 資料2 説明

○森林整備課長 資料2-1 ①~③、2-2 ①~③、2-3 ①~④説明

○林業振興課長 資料2-1 ④、2-2 ④説明

○みどり自然課長 資料2-1 ⑤、2-2 ⑤説明

○座長

御説明ありがとうございました。

ただいまの資料の2につきまして、委員の皆さんから御質問等ありましたらお願い致します。

○委員

子供たちが森林を体験するという事で、とても大切で大事な事だと思います。質問ですが、事業の対象があまり地域的にも偏りが無いように、どんな工夫をしているのかお聞きしたい。

○みどり自然課長

毎年全県の小学校、中学校、幼稚園に、同じような形で募集をかけており、その中で、特定の学校に偏ってはいけないので、1校について当事業は2回までという限度を設け、森林体験を始めるきっかけにさせていただけるよう働きかけをしているところです。

○委員

保育園、学校の子ができるだけ大勢参加してくれることを望みます。

○委員

資料2-1⑤について、全体の事業費と森林環境税で使われている数字の差があるのはどうしてですか。

○みどり自然課長

実際にかかった事業費の一部を森林環境税で助成しています。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

資料2の荒廃森林のところですけど、計画と次年度に繰越がすごくありますが、これは多分、人手が足りないというか、そういうことで繰越が出てしまっているのでしょうか。そうであれば、最初から計画をもう少し小さくするという考えはあるのでしょうか。

また、資料2-1①ですけども、獣害防除について、私、八ヶ岳の森を見ると、木に黒い布が巻いてあったりしますが、どんな風を実施しているのかお聞きしたい。

○森林整備課長

まず資料2の荒廃森林再生事業の完了面積についての御質問かと思いますが、計画数量が当初で771ヘクタールのところ、実際に完了したのが183ヘクタールで次年度繰越が544ヘクタールと、次年度繰越が非常に多くなってしまいました。先ほど御質問がありましたが、国の補助金を活用して実施していますので、国の補助制度の要件をクリアする必要がありますが、その要件が一部変更になりまして、令和元年度から間伐を実施する箇所はすべて森林経営計画を作成しなければならないという要件に変更となり、森林経営計画を作成するためには、森林所有者の方から同意をもらい、一定の面積を確保するというので、要件をクリアするために時間を要してしまったことから、作業の実施が遅れて繰越が多くなった状況です。

2点目の荒廃森林再生事業における獣害防除方法については、立木に資材を巻いて、シカやクマが樹皮を剥くのを防ぐというもので、資料の2-2の中で写真に写っているものがいくつかありますが、2ページの下の写真の白く巻いてあるものや、8ページの下の写真の黒いもの。また、広葉樹の森づくり事業でも植栽した苗木に獣害対策を実施しており、23ページの下の写真を見ていただくと、苗木にネットのようなものを巻いて、シカの食害から守っています。

○委員

この方法は初めて写真で見たんですが、8ページの黒いものは、このところに何か薬品という

か、シカが嫌うものがついているってことですか。

○森林整備課長

8ページのものは唐辛子の成分が入っていて、その辛み成分で動物が嫌がって近づかないようになるというようなものです。

○委員

カエデが、里山のところに植栽をする計画となっていますが、今ネットが巻いてあるといったところ。これは里山のところでも、カエデって山梨県の木だから所有者がいいよって言ったんですか。珍しいかなと思ってちょっと気になったんですけれども。広葉樹の森づくり推進事業ですよ、23ページ。もうこちらの2-2の方にもあると思うんですけれども、カエデは広葉樹ですけど、ちょっと違和感があるんですが、これ何か意味があるんでしょうか。南都留のところで植えていますよね。よく山に行くとミネカエデとか見るけどカエデにも種類があるから、ここは何が植えてあるかわからないですけれども、広葉樹の森づくりにはカエデというのは良いのですか。

○森林整備課長

基本的には、森林所有者さんの意向に沿って樹種を選んでいると思います。確かにカエデだけというのも違和感があるかもしれませんが、高木性の木であれば、補助の対象ということにしています。

○委員

はい。わかりました。

あともう一つ良いのでしょうか。この事業は、ある箇所をずっと続けて補助金をもらってできる事業ですか。それとも1回もらってしまえば終わりでしょうか。

○森林整備課長

基本的には、この事業で間伐を実施した後は、所有者の方にこの後の森林の管理、施業を適切に実施していただくということをお約束していただいた上で、事業実施しているということです。

○委員

それだとするとこの言葉がちょっと気になるんですが、事業の必要性ってところに書いてあるところがいつも、針広混交林への転換を図るって書いてあるんですけど、これは1回ではできなくて、補助金が終わったらこれでおしまいだよっていう形になってしまうと、せっかくこれだけ使ったお金がもったいないなと思います。人手が足りないから指導して税金でやっているわけですから、これを何回か継続して行って、本当に混交林へ転換するという目的を達成する。1回の補助金でこれはできないと思うんですけど。

○森林整備課長

そういう御指摘もごもっともかと思いますが、先ほども申しあげたように制度創設当初あった1万9,000ヘクタールの荒廃森林を対象にして、この事業を進めていくということで、まずはその1万9,000ヘクタールの間伐をしていくというのが目指すところとしていまして、2回目、3回目の間伐がもし必要だということは、それは今のところ森林所有者さんをお願いをしていくという考え方で進めています。

○委員

こういう補助金はいつも出したら、あとは何もフォローしないと言ったことが多々あると思うんですけども、やはりこの転換を図るっていう、ここに明記してあるんだったら、やっぱり行政も市町村も含めて、支援してくってということが、必要ではないかなと思います。以上です。ありがとうございました。

○座長

他に委員の皆さんから何かありますでしょうか。

○委員

森林環境税の使い道とは直接関係ないかもしれませんが、森林全体の計画図というか、ランドスケープというか、何か目指すべきもの、例えば山梨県の何%の森を残しておこうとか、このところは、植林地にしよう、これくらいは里山として維持してこうというような目標値みたいな、地図とか数値等があるのかお聞きしたい。

○森林整備課長

県では森林法という法律に基づいて、地域森林計画という、行政計画を策定していて、その中で人工林とか、天然林とか、あるいは複層林だとか、そういった種類ごとにどういった形を目指していくのかというのを決めています。属地ごとに、ここは里山とか、ここは広葉樹だとかっていう計画は策定してなくて、指針として考え方を示しています。また、県がつくる地域森林計画に基づいて、市町村ごとに、市町村森林整備計画を策定していますが、その中でどこの森林にどういう機能を発揮させるかというような計画を策定しています。さらに、その計画に沿う形で、各所有者の方が作る計画というのがありまして、それが先ほど説明した森林経営計画ですが、最終的には所有者の方が、御自分の所有される山について、どういう山にしていくかということを作っていきます。

○委員

現状がわかりました。ありがとうございます。

もう一つ、広葉樹の植栽をしておりますが、広葉樹って遺伝子が地域ごとに異なると言われておりますが、山梨県の場合その苗木っていうのは、なるべく県内のものを使うための支援や斡旋とか、苗木に対する支援など、どのように指導されているのかなと思ひまして。

○森林整備課長

苗木につきましては、全国を大きく幾つかの区域に分けて、その中で苗木を流通してくださいという決まりがあるんですけども、それ以外については法律に定めるような規制は特になく、使おうと思えば、他県から買ってきた苗木を植えるということは可能になっています。しかし、生態系の面や苗木生産に付随する経済的な意味でも、県内でできるだけ作って使うということが望ましいと考えており、県の取り組みとして、今後そういった苗木生産者の支援等考えておりますし、基本的に苗木の流通は民間のビジネスベースが基本になっておりますが、県内に苗木生産者の組合等もございまして、そこと連携しながら、取り組みを進めているところです。

○委員

ありがとうございました。

(3) 基金の管理状況について

○座長

それでは、議事の(3)基金の管理状況について、事務局から御説明をお願い致します。

○森林環境総務課長 資料3説明

○座長

ただいまの資料3の御説明につきまして、質問等ありましたら、委員の皆様からお願い致します。

私から一つ、左側のページの3のところに、執行額というのがあって、3億6,000万ほど計上されていますが、右側の令和2年度には、4億6,000万ほどに増えていまして、例えば事業箇所を決めるのが難しくなっているとか、そういうようなことにはなっていないのでしょうか。

○森林整備課長

事業箇所の確保につきましては、1万9,000ヘクタールという荒廃森林がありまして、整備を確実に実施していくということが目標です。森林経営計画の作成が昨年度から要件になったわけですけれども、今年度につきましては、森林資源情報の提供をすとか、あるいは県の普及員からのアドバイス等森林経営計画の作成について支援を行っています。また、事業の執行の部分につきましても、森林組合のみならず、民間の事業者の方の協力を得ながら、連携した体制で進めておりまして、今のところ目標どおり事業を執行できると考えております。

(4) 森林環境保全基金事業第3期計画に向けた検討

○座長

それでは、議事の(4)森林環境保全基金事業第3期計画に向けた検討について、事務局から御

説明をお願い致します。

○森林環境総務課長 資料4説明

○委員

今年度第3期に向けて、この荒廃森林の再生事業にお金を集中させる必要があるということがよくわかりました。今この現状をお聞きしたので、一つの意見だと思って聞いていただければと思うんですが、今年度のコロナのことで受けまして、県内含め、国全体で森林環境教育という体験の場がものすごく減少してきている現状があります。そして、県内もそうですけれども、各NPOとか、自然学校とか、体験施設がすごく疲弊していて、人員を削減しているような現状があります。

教育の現場でもSDGsを取り入れて、学校教育をやっている学校さんもあつたりして、オンライン化がどんどん進んでいるからこそ、五感の体験というのはいけなという風に思っているんですが、コロナを受けて、体験施設の充実という山梨県に来れば、森林の体験ができるよとか、そのようなことに予算が使えるといいなと思いつつこの会議に向かっていたところがあります。

GoToキャンペーンをやっておりますけれども、GoToEatとかGoToTravelだけではなくて、GoToForestみたいな、森へ行こうというキャンペーンが、山梨県から発信できると次世代の教育という次世代の命を守るために、税金を使えないかなということを考えておりました。これが森林環境税じゃなくて、他の予算の枠なのかもしれないんですけども、そんなようなことを思いました。

もちろん保育の現場も、自然保育が注目されていて、山梨県もその方向に向かっているかと思うんですが、自然保育とか野外保育への支援ってということもあるといいのかなという一つの意見でございました。以上です。

○みどり自然課長

森林体験活動の施設の充実や自然体験、保育活動というようなお話をいただき、参考ということでお話をさせていただきますと、10月に山梨森林環境教育木育推進協議会というのを立ち上げました。これは森林環境教育に取り組む団体であったり、教育関係団体であったり、あるいは商工団体等13の団体によって構成する団体で、森林環境教育プラス、木育も本格的に取り組むこととしています。

先ほど委員のお話の中でも、森林環境教育が減少しているといったお話がありましたが、学校等にアンケートをすると、先生方がノウハウを持っていないとか、多忙であったり等でなかなか着手できないような状況もあるようですので、そういった学校にアドバイザーを派遣したり、木育の場をショッピングセンターや保育園等に設けたり、あるいは木育の指導者を養成したり、そのような事業を始めたところで、森林環境教育等に充実を図っていこうとしているところです。

○委員

緑化推進機構では、学校林の整備を親子で実施するなど、そういう機会はたくさんあると思うん

です。森林教育や体験学習などの機会は改めて大きな補助金もらわなくてもエコティーチャーとか、そういうもので脈々と実施しているので、実施する人がいればできると思います。

○座長

県と国の税の名前は同じ森林環境税ですけど、国の森林環境税は国税として集めているものですから、森林整備以外の、例えば東京都文京区なんていうところからも徴収しているわけで、森林環境教育とか木材利用促進にも一応用途として使えることになっています。しかし、そういうものだけには使えませんので、今水面下で動いてなかなか表には出ないが、山梨県は首都圏からも近くて非常に自然が豊かなところなので、文京区とか中央区とかそういったところの方々の教育のフィールドとして、山梨県のどこかと姉妹提携をすとか、県産材を優先的に使っていただくとか、そういったことにも文京区の森林環境税が使えると思っています。

それから、国の森林環境税の方は人材育成が用途として入っているが、林業労働者の資格取得の促進とか新たな就労の促進とかそういう部分が主な部分。もちろん、子供たちや若い人たちの環境教育、体験教育にも使えると思います。ですから、資料の4-2の右側のページのところにも、今まで県の財源で実施していたものの一部を、国の財源の方に振り替えていくというような検討がなされているということだと思います。県民の方にとっては今まで、500円を納税していたものが国の森林環境税が徴税されると、県民の税負担は単純に500円が1,500円になるということだと思います。その辺も含めて、県民の皆さんに十分な説明と理解を求めていくのが必要になっていくと思います。

山梨県で、森林経営管理制度の方で管理をしていくという動きは結構あるんでしょうか。

○森林整備課長

森林経営管理制度は、平成31年の4月に施行され、動き出したところでございまして、まず初年度の状況ですけど、県内27の市町村のうち森林のない昭和町を除く26市町村がこの制度の対象になってくると思いますが、26の市町村のうち21の市町村で意向調査のための準備に着手したところ。割合にすると、8割ぐらいですが、全国でも7割ぐらいだと聞いておりますので、本県はそれに比べて進んでいる状況かと思えます。

今年度につきましては、まだ年度途中ですけれども、年度当初に26市町村の今年度の取り組み予定を聞き取りしたところ、意向調査や意向調査の準備まで実施するというのが16あり、その先の集積計画という、森林所有者から市町村が経営の委託を受ける契約のようなどころまでが5、さらに森林整備まで実施するというところが5あるというような状況で、1年目はなかなか取り組みが進んでいなかったところが、2年目になって進展してきているという状況です。

○座長

森林整備の予算が増えていく方向だと思うが、それをこなしていくための県内の事業体、労働者の方々というのは今どういう状況になっているかを御説明いただけますか。

○委員

コロナが始まる前と今現在では、労働者が減っているという感じがします。荒廃森林の整備が進まない要因も、所有者との関係がうまくいかない部分もあるけど、場所が見つかって、労働者がいないというのが原因の一つではないかと。

そこで、この森林環境譲与税で活用できる事業では、木材利用の促進とか森林の有する公益的機能の普及啓発、人材の育成とありますが、具体的にはどういうことを実施していますか。

○林業振興課長

人材育成につきましては森林環境譲与税が昨年譲与され、人材育成に係わる取り組みをしており、例えば新規就労者を確保するために、森林林業の体験ツアーやインターンシップの実施、中堅の就業者の資質を上げるための研修会や、経営者の経営力向上のためのセミナーを開催しております。併せて、令和4年の4月の開校を目指していますが、県立農業大学校に森林の新たな学科を設置して、新規の就労者を育てていくといった取り組みも進めているところです。

○委員

今の力の入れ具合が、林業従事者を増やしていこうという部分で、それはそれでいいこと。女性も入ったりしてとても良いことだと思いますが、経営者がどういう経営をしているか。今の事業体にしても、世襲制度のように親がやっているから息子がやっているっていう状況で、林業に携わる経営がうまくいっているのかということだと思います。やはり経営がうまくいってなければ給料にもはね返ってくるし、様々なことに繋がってくる。林業の経営が健全であるかないかというのが一番先にくるんじゃないかなと思います。そこをやっぱり国の森林環境譲与税とか、荒廃森林なんかの事業を進めていく上で整備していった方が良いのではと思います。

○林業振興課長

事業体につきましては、意欲と能力のある事業体を選定して、経営規模拡大に向けて事業展開を図っていただくということで進めており、先ほどお話しした譲与税を活用した事業につきましても、経営者を対象にしたセミナーというものもありますし、新たな人材育成の大学校についても、人数を増やすというよりは、その方々が事業体に入って、リーダー的な存在になっていけるような人材を育成していくというところを主眼に考えています。

○座長

それでは、色々御意見出尽くしたと思いますので、質疑をこれで終わらせていただきます。色々貴重な御意見いただきましたので、事務局の方でも是非検討していただければと思います。以上で議事を終了させていただきます。委員の皆さんには活発な御意見ありがとうございました。

○司会

座長ありがとうございました。また、委員の皆様には貴重な御意見をいただきありがとうございました。

以上を持ちまして、令和2年度第2回山梨県森林環境保全基金運営協議会を閉会致します。
長時間にわたり、ありがとうございました。

以上